

豊田市東部給食センター包括的運営業務委託事業

募集要項等に関する質問（第２回）への回答

・質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

令和７年６月２３日

豊田市

募集要項等に関する質問(第2回)への回答

No.	資料名等	頁	区分			項目	質問内容	回答
1	募集要項	20				施設等の損傷	第1回質問 No.6の回答に対する質問になります。機器の故障に対し「事業者の帰責範疇を超えるものと合理的理由により認定した場合市の対応、耐用年数を超過しているという事実だけでは市の帰責との判断になりません。」この中の合理的理由というものは天災以外になにか当てはまる事例はあるのでしょうか。	要求水準書P39、ウ（イ）に記載している、市が資料19「別途計画する大規模修繕、計画的な修繕等」を実施しないと判断したもののについては、事業者の帰責範疇を超えるものと判断します。 加えて、要求水準書記載P39、ウ（ウ）に記載している、事業者からの報告について、報告内容が客観的に見ても対応が必要と考えられるにも関わらず市にて当該対応を実施出来なかった結果、機器の故障が発生した等の場合も含まれます。なお、要求水準書記載P39、ウ（ウ）に規定する報告に際して、事業者は、現事業者からの引継ぎの状況、定期的な保守管理の状況及び現地の状況等を整理し、市が検討するに必要な根拠を示した資料を提出してください。
2	募集要項	20				施設等の損傷	「施設等」の等は調理備品や建物備品などハード部分を指すものとの理解でよろしいでしょうか。その場合、市の帰責理由以外はすべて事業者の負担になり、例えば第三者等事業者に関係がない者による損傷もすべて事業者の責になり、過度なリスク負担となります。事業者の責によるもの以外は市の責任としていただけませんか。	「施設等」は要求水準書P4に示す「本施設」と同義とします。 また、第三者による施設の損傷については市との協議とします。なお、事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことにより第三者による損傷等が発生した場合は事業者の負担とします。
3	募集要項	20				施設の瑕疵	事業者（修繕）の事由によるものは事業者の責になるということですが、現状行われている事業の事業者の責によるものであるのか、新たな長期包括事業の受託者の責によるものなのか判別が困難であると思われます。例えば、長期包括が開始してから2年間の施設の瑕疵に関しては市が負担、3年目以降は事業者負担とすることは出来ないでしょうか。	原則、事業者の負担とします。 なお、判別が難しいものについては、市との協議とします。協議において、明らかに事業者に責がなく、修繕対応の範疇を超える内容については、市の負担とします。 また、事業者は、本事業の開業準備業務による引継ぎにおいて、本施設の状態や設備の稼働状況等を確認し、運営等に支障がある又は支障がある可能性がある場合、速やかに市に報告してください。その報告を受け、市は現事業者と改善に向けた協議を行います。なお、その協議に事業者の参加を求める場合があります。
4	要求水準書	40	第4	1	(7)	維持保全等について	「大規模修繕」「修繕」の解釈について、電気：照明器具の1台若しくは複数台を修繕する場合は大型修繕にあたるかとの記載ですが、大型修繕にあたる場合というのは、同一のすべての機材が同時に故障した場合のみという解釈で正しいでしょうか。	原則、ご理解のとおりです。 ただし、修繕が必要な範囲、場所、内容等や、資料19「別途計画する大規模修繕、計画的な修繕等」の実施状況並びに要求水準書P39、ウ（ウ）の事業者からの報告の有無等により、事業者の負担かどうかを判断します。

募集要項等に関する質問(第2回)への回答

No.	資料名等	頁	区分			項目	質問内容	回答
5	委託契約書（案）	7	第8条	2		契約保証金の額	「令和7年度の業務履行に対して支払われる予定の委託料の100分の10に相当する額」とありますが、令和7年は開業準備業務のみとなる認識ですので、開業準備業務に関する費用の100分の10との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	委託契約書（案）	47	別紙2			火災保険	必須保険として火災保険を付保することになっていますが、火災保険料は年々上昇してきており、事業者がコントロールできるコストではありません。現状では年間300万円程度の金額となることが予想されます。施設整備を伴わない業務受託（指定管理等）において、事業者が火災保険を付保することはまずなく、本件の必須保険から火災保険を外していただくことは出来ませんでしょうか。	委託契約書（案）記載のとおりとします。
7	委託契約書（案）	51	別紙5			委託料の構成	委託料Aの内容に「その他開業準備業務に関して必要となる費用」がございません。例えば、履行保証保険等に対する保険料や、グループ入札に係るマネジメント費用、振込等各種手数料等が必要となります。様式5-6に項目を追加する上での平仄を合わせるため、別紙5にその他費用の追加をお願いできませんでしょうか。	様式5-6については、補足注意書き記載の通り、必要に応じて、項目を追加してください。 委託契約書については、優先交渉権者決定後の契約協議の中で必要に応じて追加いたします。
8	委託契約書（案）	61	別紙6			委託料の減額及び支払停止の方法	本項目において、委託料減額等の措置にかかるペナルティポイントについて規定されておりますが、逆に優れたサービス提供に対してペナルティポイントを減算する救済措置のような規定についてご検討いただけませんかでしょうか。他の給食センターPFI案件ではこのような規定も入っております。こうすることによって、事業者として優れたサービス提供へのモチベーションも向上することが期待できますので、ご検討いただけるとありがたいです。	委託契約書（案）記載のとおりとします。
9	様式集	2	第1	4	イ・ウ	提案審査提出書類	「副本には、参加グループ名を記載せず」とありますが、正本は企業名を記載、副本は記載しない（「運営企業A」等と記載）との理解でよろしいでしょうか。 この場合、提案書の作成における負担軽減の観点から、正本についても企業名を記載せず、「運営企業A」等と記載する対応をお認めいただけませんかでしょうか。（様式9「企業名対応表」を添付するため）	様式5から様式8までの正本については、企業名の記載は任意としています。なお、正本における様式5等表紙のグループ名は明記してください。

募集要項等に関する質問(第2回)への回答

No.	資料名等	頁	区分			項目	質問内容	回答
10	様式集	2	第1	4	工	提案審査提出書類	「提案書類には、それぞれ提案書単位（様式5、6、7、8のそれぞれ）で右上に通し番号（当該ページ番号／総ページ番号）を振ること」とございますが、「総ページ」は、例えば様式5-1～5-7の合計枚数との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	様式集	3	第2	2	2	その他	ページ数を遵守することとの記載がございますが、片面印刷での指定枚数との認識でお間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	様式集	4	第3	4	(1)	提案書類	様式4-2「要求水準に関する確認書」は、様式集p21のとおり、「要求水準に関する誓約書」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	P2及びP4の「要求水準に関する確認書」は、「要求水準に関する誓約書」とします。
13	様式集	28				様式5-3 食の安全確保・衛生管理の徹底	「(2)食の安全確保・衛生管理の徹底」とございますが、P5の記載のとおり、(3)の誤記との理解でよろしいでしょうか。	「(2)食の安全確保・衛生管理の徹底」は、「(3)食の安全確保・衛生管理の徹底」とします。
14	様式集	39				様式6-4 事業終了時	「(3)事業終了時」とございますが、P5の記載のとおり、(4)の誤記との理解でよろしいでしょうか。	「(3)事業終了時」は、「(4)事業終了時」とします。
15	様式集	40				様式6-5 維持管理業務費 内訳書	本事業に関する修繕費の内訳を記載する箇所がありませんが、追記して記載すればよろしいでしょうか。また、修繕費は修繕計画に基づき計上すべきものであり、様式6-5は年度ごとの内訳書ではなく、一括及び平準化支払いの内訳書であると見受けられます。各年度の修繕費に関しては平準化して請求するとの認識でしょうか。	修繕は、要求水準書上、建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構等保守管理業務、調理設備保守管理業務の一部に含まれます。そのことから、修繕費はそれぞれの項目の一部として計上してください。なお、補足注意書きのとおり、それぞれの項目の中で細分化し、修繕費のみを内訳として明記することは可能です。 例： ②建築物保守管理業務 上記の内、修繕費 また、各年度の修繕費は、ご理解のとおり、事業期間に係る費用を平準化し計上してください。